

資料 1 : 負担軽減の在り方に疑問が残る具体例

	A	B	疑問点
事例 ①	本人の年金収入等 1 2 5 万円 ⇒第 3 段階②で認定	本人の年金収入等 1 1 5 万円 ⇒第 3 段階①で認定	施設入所者だと年間 2 5 万円超の負担の差 (食費：7 1 0 円×3 6 5 日) 収入差は 1 0 万円しかないのに、自由に使える収入が 年額 1 5 万円以上差が出てしまうのではないか？
事例 ②	本人の課税年金収入が 2 4 7 万円で 住民税課税のため、限度額は第 4 段階	本人の課税年金収入が 2 4 3 万円で 住民税非課税のため、限度額は第 3 段階②	特養入所者（多床室）とすると年間 2 0 万円超の負担の差 (食費：8 5 円×3 6 5 日) (居住費：4 8 5 円×3 6 5 日) 収入差は 4 万円しかないのに、自由に使える収入が 年額 1 5 万円以上差が出てしまうのではないか？  ※障害者控除利用を想定し、年金収入 245 万円ケースで検討

資料2：資産要件に基づく認定を行うにあたり、疑問を生じる具体例

事例 ①	預金通帳等の写しについて、親族等へ贈与したとして多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ②	預金通帳等の写しについて、多数の親族等へ祝い金等を支出したとして多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ③	預金通帳等の写しについて、家の修繕等のため多額の費用を支出したとして多額の資産を減らしてくるケース。（親族が費用を立て替えていたとして本人の資産を減らしてくるケースも有）
事例 ④	預金通帳等の写しについて、様々な費用を親族が立て替えた（これから立て替える費用まで算出してきたケースも有）として、本人の多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ⑤	預金通帳等の写しについて、多額の医療費の支払いのため、多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ⑥	預金通帳等の写しについて、わずかな資産しかなく、それが全ての資産であるとして申請をしてくるケース。（それでいて生活保護等を受給しているわけではなく、年金額が高額であるわけでもない）
事例 ⑦	20年以上も前の借用証書を提出し、まったく支払っていないとして負債の申告をしてくるケース。
事例 ⑧	居住の用に供している不動産は資産として計算しないが、住宅ローンについては負債として申告をしてくるケース。